



生けがき設置 事業補助金



高山市 緑化推進事業補助金



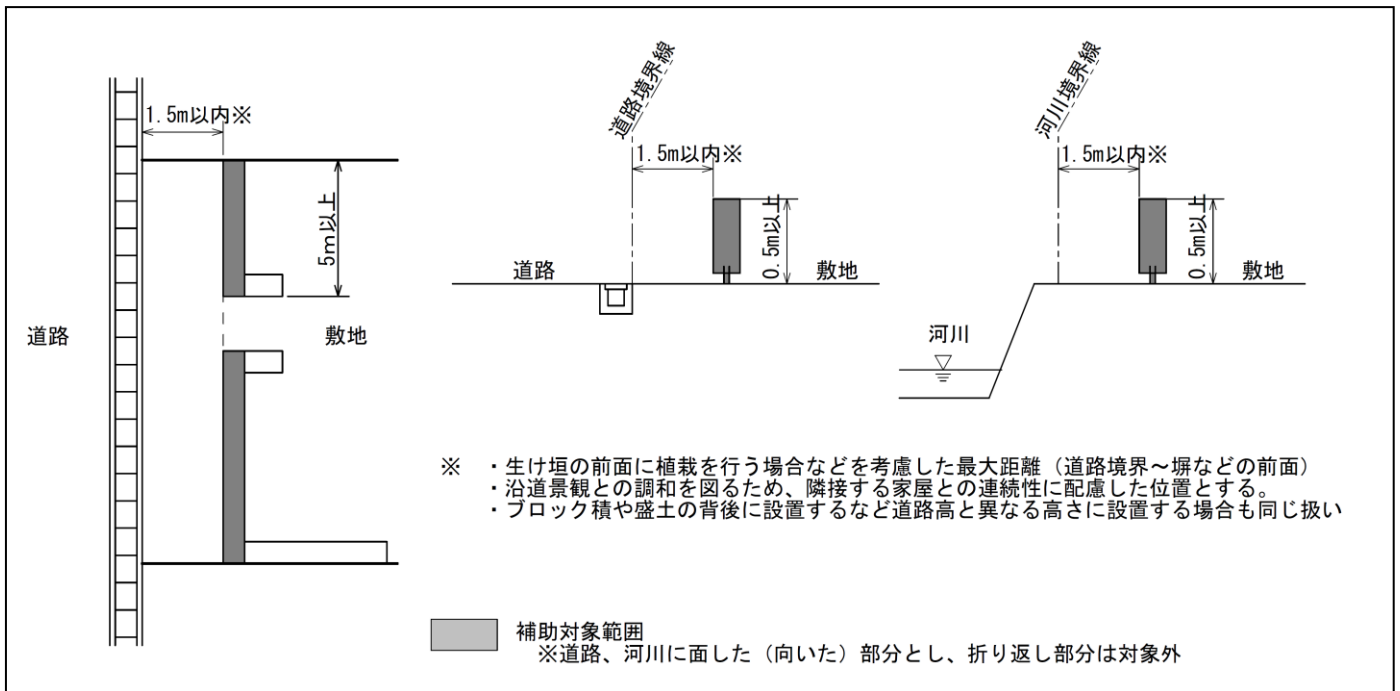
概要

高山市では、緑豊かで快適な環境の保全及び創造を図るため、生けがき設置工事をする場合に、工事費の一部について補助する事業を実施しています。

必ず
工事前に
手続きを

該当条件

- ①都市計画で定める用途地域内において、公衆用道路又は河川に面する部分（面する部分が公衆用道路又は河川から1.5m以内）に設置する生けがきであること。
- ②生けがきとして植栽する樹木は、高さが約0.5m以上、幅が0.2m以上のもので生けがきの長さは5m以上であること。
- ③生けがきとして5年以上活用するものであること。
- ④樹木は「カイズカイブキ」以外の樹種を植栽すること。



補助額

補助対象となる生けがきの設置にかかった費用の1/3以内(千円未満切捨て)の額とし1カ所につき9万円を限度とします。

その他 補助対象事業

■高木植栽事業

【該当条件】

- ①都市計画で定める用途地域内の工場・駐車場・共同住宅等の敷地内において、公衆用道路に面する部分（1.5m以内）に植栽する高木であること。
- ②高木として植栽する樹木は、おおむね高さ3m以上のものであること。
- ③高木として5年以上活用するものであること。
- ④樹木は「カイズカイブキ」以外の樹種であること。

【補助額】

当該事業に要する経費の1/3以内の額(千円未満切り捨て)とし、高木植栽1本につき1万8千円を限度とします。

■駐車場・町内集会所などの施設緑化事業

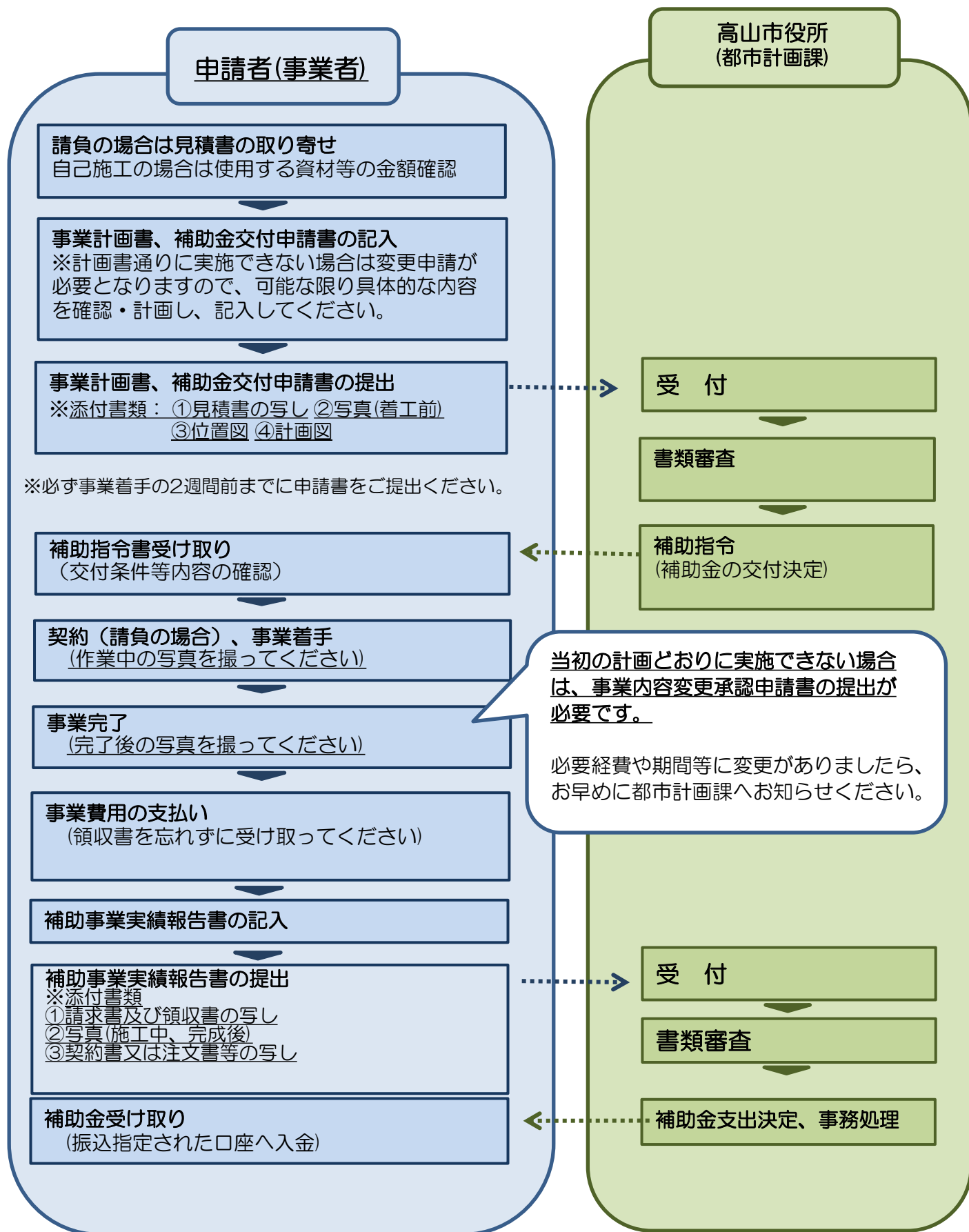
【該当条件】

- ①都市計画で定める用途地域内の駐車場・町内集会所等の敷地内において、公衆用道路に面する部分（1.5m以内）であること。
- ②植栽樹木の樹高は、おおむね1.5m以上のものであること。
- ③植栽時に樹木の1/2以上が道路から望見できるものであること。
- ④植栽する長さは5m以上であること。
- ⑤植栽後5年以上活用するものであること。

【補助額】

当該事業に要する経費の1/3以内の額(千円未満切り捨て)とし、1カ所につき36万円を限度とします。

手続きの流れ



高山市 都市政策部 都市計画課 景観公園緑地係

電話 0577(35)3180 FAX 0577(35)3168

HP <https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1006104.html>

